

国港総第1460号
令和8年3月26日

各地方整備局副局長（次長） 殿
（参考送付）

北海道開発局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土技術政策総合研究所副所長 殿

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

港湾空港技術研究所長 殿

港 湾 局 長
（公印省略）

「工事請負標準契約書の制定について」、「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」及び「発注者支援業務標準契約書の制定について」の一部改正について

「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和24年12月大蔵省告示第991号）が令和8年3月6日財務省告示第54号により改正されたことに伴い、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の別冊標準契約書、「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成8年2月29日付け港管第444号）の別冊設計・測量・調査等業務標準契約書及び「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日国港総第577号）の別冊発注者支援業務標準契約書の一部を下記のとおり改正する。

記

（工事請負標準契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別冊 工事請負契約書	別冊 工事請負契約書

(前金払及び中間前金払)

第35条 (略)

2～8 (略)

9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第54条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金〔及び中間前払金〕の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額〔及び中間前払金額〕になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 (略)

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 (略)

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につ

(前金払及び中間前金払)

第35条 (略)

2～8 (略)

9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第54条 (略)

2 (略)

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金〔又は中間前払金〕があったときは、当該前払金の額〔及び中間前払金の額〕(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金〔及び中間前払金〕の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額〔及び中間前払金額〕になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 (略)

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 (略)

2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につ

<p>き、遅延日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>き、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
---	---

(設計・測量・調査等業務標準契約書の制定についての一部改正)

2 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別冊 設計・測量・調査等業務標準契約書</p> <p>(前金払) 第35条 (略) 1～6 (略) 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完</p>	<p>別冊 設計・測量・調査等業務標準契約書</p> <p>(前金払) 第35条 (略) 1～6 (略) 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完</p>

了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分業務料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 (略)

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分業務料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 (略)

2 第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者支援業務標準契約書の制定についての一部改正)

3 「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成24年1月27日国港総第577号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別冊 発注者支援業務標準契約書 (受注者の損害賠償請求等) 第55条 (略)	別冊 発注者支援業務標準契約書 (受注者の損害賠償請求等) 第55条 (略)

2 第35条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

2 第35条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

附 則

本通達は、令和8年4月1日から施行する。それ以前のものについては、従前の例による。